

---

# 守谷市自治基本条例策定に関する 勉強会・考える会

2月11日(休)・14日(土)9:30~12:30

# プログラム(予定)

## (1) はじめに

- ・ 一人一言 (約15分)

## (2) 自治基本条例に関する勉強会

- ・ 情報提供 (約20分)
- ・ 質疑応答 (約45分)

～ 休憩 ～

## (3) 名称・前文に関する意見交換

- ・ 経過説明 (約10分)
- ・ 意見交換 (約60分)

## (4) おわりに

- ・ 一人一言 (約10分)

## 進行役 兼 情報提供者 自己紹介

徳田太郎（とくだ・たろう）：1972年、茨城県生まれ。博士（政治学）。

- ✓ 2003年にファシリテーターとして独立、参加と熟議をテーマに、全国各地の地域づくりや福祉活動などの支援・促進を続ける。  
NPO法人日本ファシリテーション協会では事務局長、会長、災害復興支援室長を経て現在フェロー。法政大学・法政大学大学院兼任講師。
- ✓ 主な著書に、『〈熟議投票〉の政治学：アイルランドの憲法改正にみる民主主義の変革』、『ソーシャル・ファシリテーション：「ともに社会をつくる関係」を育む技法』など。  
主な論文に、「市民と熟議する自治体議会：ベルギーにおける熟議委員会制度」、「地方自治特別法による住民投票の法制化」など。

# 1 自治基本条例とは？

- ✓ たとえば米国では、住民がホームルール・チャーター(自治憲章)という設立文書を制定して、自治体(地方政府)をつくる
  - ✓ 実は日本国憲法も、GHQ草案では、それに近い考え方が導入されていた
    - ✓ 第八十七条 首都地方、市及町ノ住民ハ彼等ノ財産、事務及政治ヲ処理シ並ニ国会ノ制定スル法律ノ範囲内ニ於テ彼等自身ノ憲章ヲ作成スル権利ヲ奪ハルルコト無カルハシ
  - ✓ しかし、最終的には…
    - ✓ 第94条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。
  - ✓ その結果…
- ✓ 日本での「自治体のかたち」は、中央政府の法律(地方自治法など)によって大きく規定されることに

# 1 自治基本条例とは？

- ✓ 2000年の地方分権改革により、自治体は国と対等な「政府」に！
  - ✓ それぞれの自治体において、運営全体に関する理念、原則、制度を定める「自治基本条例」の策定が行われるように
  - ✓ とはいえ、地方自治法において、全国一律のルールが細かく書かれているため、「自治体のかたち」を大きく変えるものにはならない
  - ✓ しかし…
- ✓ 自治基本条例は、以下のような大きな意味を持っている
  - ✓ 自治＝まちづくりの基本原理(基本理念・基本原則)を定める
  - ✓ 各主体の役割(住民の権利や、議会・首長の義務など)を明確にする
  - ✓ 他の条例を体系化するとともに、政策の展開に指針を与える

## 2 自治基本条例は必要？

- ✓ 「当たり前のことしか書かれないのでは？」
  - ✓ 確かに「当たり前」のことしか書かれないかもしれないが、その「当たり前」のことを大切にするためにも、条例＝法規範とすることに意味がある
- ✓ 「つくっても何も変わらないのでは？」
  - ✓ 自治基本条例に照らして、情報公開、参加・協働のしくみがバージョンアップされる(はず)
  - ✓ 自治基本条例に照らして、既存の条例・規則・要綱等の見直しが行われる(はず)
  - ✓ 自治基本条例に照らして、業務の仕方の点検・改善が行われる(はず)

### 3 自治基本条例のつくり方は？

- ✓ 条例である以上、最終的には議会での議決が必要。  
では、誰が主導し、誰が原案をつくる？
- ✓ A) 行政主導型：策定された条例のほとんどはこのパターン
  - ✓ ① 行政職員中心の検討会方式
  - ✓ ② 学識経験者や市民を交えた委員会方式
  - ✓ ③ 公募や無作為抽出市民によるワークショップ方式
- ✓ B) 市民主導型：議会での議決が得られないことも…
- ✓ 全国的に見て、A-②が最も多いと思われる。  
(茨城県の状況…次頁)

### 3 自治基本条例のつくり方は？

✓ 小美玉市：策定委員会

識見を有する者5名、各種団体から推薦を受けた者10名、市民5名

✓ ひたちなか市：市民会議

市内の公共的団体や市民活動団体、市民ボランティアで構成

✓ 龍ヶ崎市：検討委員会

学識経験者5名、無作為抽出による市民10名、まちづくり市民会議委員5名

✓ 利根町：検討委員会

公募委員7名、町内各種団体4名、議会1名、行政職員1名、学識経験者3名

✓ 古河市・那珂市・東海村：ホームページ上では不明

## 4 自治基本条例の活かし方は？

- ✓ つくられた後、どのように「活かすか」が重要！
  - ✓ 多くの自治体で、「自治基本条例推進委員会」などのチェック機関を発足
  - ✓ 日常的に「自治基本条例に書いてあることと違うじゃないか」などと、職員等に指摘することも重要